

博士学位論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第 10 号
------	---	--------

氏 名 鈴木 喬

論文題目 文字言語における体系と運用の諸問題
—上代文字資料を中心に—

論文審査担当者

主 査 愛知県立大学 教授 犬飼 隆

愛知県立大学 教授 丸山裕美子

関西大学 教授 乾 善彦

学位論文の内容の要旨

言語において文字をどのように位置付けるか、「文字言語」という概念が成立するか否か、それ自体が理論的に大きな問題であるが、成立するという立場から、その体系のありようと運用の実態を上代日本語資料を論拠にして述べた論文である。通常なら前書きでは論文の概要を述べるが、本論文ではまず依拠する理論と用語を述べている。それは、事象の解明を通して理論を構築しようとする著者の姿勢を示したものと理解できる。

論述において、書き手がどのような「意識」で書いたかという見方をせず、文字がもたらす情報が読み手の保持する system に即して享受されるという立場をとっている。その立場から事象にどのような傾向が顕在しているかを客観的に分析整理して「文字言語」の system を記述しようと試みる。読み手が脳内に system をもっているからこそ平面図形が図像でなく文字として機能するという考え方である。そして、文字の system は言語の system に支えられており、それゆえ、同じ字体・字形であっても言語の違いに即して文字の system としては異なることがあり運用の仕方も異なることがあると考え、その実証のフィールドとして上代日本語における漢字の受容と system を取り上げた論文である。

本論文は三部構成になっている。第一部が体系 (system) そのもの、第二部が体系への適応 (adapt)、第三部が運用の諸問題を幅広く拾い上げ、上代日本語における文字言語の諸様相を論じようとした意図である。以下それぞれの概要を述べる。

第一部では、これまで日本語研究の対象として十分には扱われてこなかった人名資料を取り上げている。固有名詞は、その慣用性と、指示対象を特定できればよいという語彙的性質ゆえに、言語資料として扱うことが難しい。語形も語としての意義も推定することが困難である。語義を推定しようとする事自体無用とする考え方も有り得る。しかしそれは研究者にとって未整理な状態であつたにすぎないと本論文は主張し、言語学的考察をするための手続きを提示する。第一章は、正倉院文書の名籍類に書かれた人名の語形と語義を推定する方法を示す。兄弟姉妹の命名が一定の意味分野で行われていることと戸籍の記載様式を手がかりにして、大量に調査したデータ中の書記形態を比較すれば可能であると述べる。そしてその結果が上代日本語の研究に適用できる実際の例をあげる。第二章は、第一章の手続きをもとに、大宝二年度 (702) の御野国戸籍の人名の語形を解説し、その書記形態に用いられた万葉仮名を同時代の資料と比較したものである。八世紀初頭の日本における「文字言語」の表音的体系 system について、共時的な状況と御野国戸籍の特徴

とを明らかにしている。そして、記紀万葉にみられる表音的な文字の体系について、過剰ともいえる書き分けであり、位相的様相であることを間接的に指摘する。第三章は、難読とされていた奈良県石神遺跡出土「あさなぎ」木簡の「也」字を、同時代の「御野国戸籍」人名の万葉仮名 system を用いることによって解釈したものである。個別の木簡の解釈にとどまらず、第二章と関連して、漢字から万葉仮名へ、万葉仮名から平仮名・片仮名へと、日本語史上における表音体系の整備・変遷を視野に入れて考察している。

第二部は、漢字の受容と日本語への適応（「飼い慣らし」（adapt））を考察したものである。本来、漢字は中国語の文字である。対応する日本語の概念と、漢字が持つ字義（中国語の概念）とが必ずしも合致しない。漢字を用いて日本語を記すうえで、どのように日本語に適応させたのかが重要な課題となる。第一章は、外国の文字であった漢字の、日本における受容と展開を、書記の媒体となる「材」を通して概覧する。文字は、文字だけでは流通しない。文化の流入と不可分である。また文字の受容には、ある程度社会が熟成していなくてはならない。それらの相互関係を記述する試みである。第二章は、漢字「礮」字について考察する。奈良時代の写経事業に従事した写経生に「コチノアリハ」という人物がいる。この人物には同時代資料において様々な書記形態がある。なかでも「荒礮」は、「礮」字を「イハ」とよむ珍しい例である。しかし、実はそれが中国における本来の漢字の字義に則した用法であり、「礮」字を「海辺の岩礁」の意で「イソ」と訓よみして用いるのは日本語側の享受と適応（adapt）の問題であると指摘する。

第三部は、「文字言語」における運用の側面である style の問題を扱い、文字の視覚上の表現性をいくつかの角度から明示しようとする。平面図形たる文字はその形を他と変えることで有標性をもつことがある。形の違いをもって視覚的に言語表現を表出するのである。形の違いは、字の形だけでなく、文字列において、片仮名を用いるか平仮名を用いるかといった様式的な style も含む。第一章は、style が表現する機能を取りあげる。現代の例をあげて論旨を述べた上で、漢文で書かれた古代の資料において陀羅尼や「ウタ」のように文単位を表音的に記すこと自体が有標であり、そのように記すことに意味があると指摘する。第二章は、万葉集を一つのテキストとみなして、作品内部における style を考察する。従来、万葉集の用字の特徴は、書き手個人に即して、実態論的に取り扱われることが多かった。しかし、本論文は、書記の本質は「ことば」を通じた「情報」の伝達にあり、特徴的な用字に有標的な意味があるとするなら、その有標性は作品内部に保証される表現装置として読み解くべきであると主張する。

審査経過

平成24年10月10日の研究科会議で審査委員会を結成した。大学院国際文化研究科博士後期課程担当の犬飼隆教授、丸山裕美子教授に加え、このテーマの研究に造詣の深い関西大学文学部の乾善彦教授を審査委員として選出した。乾教授の都合により第一回審査委員会を行う日が11月22日になるので、前もってメール会議を行い、暫定主査を犬飼教授として、学位授与可の方向で審査をすすめることを確認した。11月22日に正式に審査委員会をひらいて主査に犬飼教授を選出し、慎重に審議した上で、学位授与可の方向で審査をすすめることを再確認した。その後もメール会議を行い慎重に審査をすすめた。なお、外国語の学力審査は省略した。申請者が大学院博士後期課程入学試験において筆記試験を受験し合格した者であるので、十分な学力を有すると認められる。最終試験として平成12月26日に口述試験を公開で行った。同日、第二回審査委員会を行い論文内容が学位授与可であるという結論に達した。

学位論文の評価要旨

総じて、問題意識の点でも、論証手続の確かさでも、たいへん優れた論述である。とくに第一部第二章、第三章、第二部第二章に展開された論述は貴重な価値をもっている。また第三部は、第一、二部に比べて理論の構築や論証に粗さが目立つが、認知言語学の隆盛に文字論の側から応えようとした趣きがあり、今後の豊かな展開を期待させる。日本語の資料を対象にしているが、中国や朝鮮半島との比較・対照を視野に入れ、文字一般の問題として論じているところは国際文化の研究と呼ぶに値する。

以下、個々の章に即して優れた点を述べる。第一部は、固有名詞（人名）を日本語資料のなかに積極的に取り入れることを試みて成功をおさめた貴重な成果である。論述も堅実であり高く評価される。第一章では、人名の語形と語義を推定するにあたり、兄弟姉妹の命名が一定の意味分野で行われていることが手がかりになると指摘し、例をもって証明し得た点が高く評価される。この方法は従来も部分的には使われたことがあるが、全面的に適用して成功したのは画期的である。第二章では、大宝二年(702)の御野国戸籍の表音的な **system** の全体像をたんねんに調査して精密に記述し、他の同時代資料の **system** との異同を明示した点が斯界に有益である。大矢透氏、大野透氏らの先行研究を完全に凌駕している。第三章では、前章の結果を基にして、「也」字が御野国加毛郡半布里の書記 **system**

ではヤでなくヨの音をあらわしたことを証明した。この成果は学界に寄与するところがあり、すでに専門の研究書に引用されている。奈良県石神遺跡から出土した日本語の韻文を刻書した木簡の「也」字を「寄る」のヨにあてられているとみてよいことになったのである。人名を日本語資料として取り上げることの重要性を証明した形になる。

第二部では第二章が優れている。同一人のさまざまな書記形態をたんねんに集めて解析するなかで、「礪」字と「礪」字の、中国中原の漢字 system における意味用法と、日本に受容された後に生じた system とのずれを浮き彫りにしている。「礪」字についての考証が着実であり、第一部で成果をあげた方法の展開として高く評価される。

以下、問題点を述べる。まず全体として、前書きに述べた三部構想に即して各章がどのように位置付けられるかを説明するメタ記述が望ましい。このままでは全七章が有機的につながっているとは言い難い。論述においては、導き出した結論を読み手にわかるように明瞭に言い切る配慮が不足している。また、用語・概念の使用が特定の先行研究のものに依拠しすぎるきらいがある。戸籍の人名に対する取り扱いは丁寧であるが、語形を推定し日本語としての語義を解釈するための方法を第一部第一章で更に詳しく述べることが望ましい。なお、誤植が多いので見直しを徹底すべきであった。

第二部第一章は、結局のところ新見はない。既発表の論考であるが、他の章とつながる記述に書き改めるべきであった。文献の引用の仕方が不適切なところ、矛盾しているところもある。藤原京か藤原宮かなど記述の緻密さが不十分な点もある。

第三部は、「文字言語」の定義の仕方によって、言語の外周あるいは外側に位置するとみなされる事象を取り扱っている。広がり期待されるフィールドであるだけに、今後、そのことについての理論を深めながらすすめるように望みたい。第一章は、脅迫文字などの書体による表現性をとりあげて「役割語文字」という述語を提唱するが、位相文字あるいは文字の位相性との違いが鮮明でない。音声言語の役割語は位相語の社会的な認知を基盤としているので比較的ステレオタイプが形成されやすいが、文字においては難しい面がある。補説1では参考にすべき文献が多くあるにもかかわらず触れられていない。第二章の、万葉仮名の字体の選択を文学表現の装置とみて論理を一貫させる試みは、それなりに納得できるが、万葉集を日本語資料として扱うのと文学作品として扱うのとは異なる。言語内部の装置とみるなら、社会的慣習に支えられた system のなかに位置付けて相対的にとらえる必要があり、原資料との関係を捨象することはできないであろう。

最終試験結果の要旨および担当者

報告番号	※第 10 号	氏名	鈴木 喬
試験担当者	主査	愛知県立大学教授	犬飼 隆
		愛知県立大学教授	丸山裕美子
		関西大学 教授	乾 善彦
(試験結果の要旨)			
<p>愛知県立大学大学院国際文化研究科学学位規程第9条および第10条にもとづいて、平成24年12月26日午後3時より、本学学内において、一般に公開して、審査委員会が申請者に面接を行い、論文の内容および専門分野における研究能力について口述試問を行った結果、申請を合格と認めた。なお、外国語の学力について可であると認めた。</p> <p>以上の学位（博士）請求論文所見及び学位（博士）試験の結果により、申請者は博士（国際文化）の学位を授与される資格があると認め、学位規程第11条に従って、ここに報告する。</p>			
平成24年12月26日			
国際文化研究科学学位論文審査委員			
<p>主査 愛知県立大学 教授 犬飼 隆 愛知県立大学 教授 丸山裕美子 関西大学 教授 乾 善彦</p>			